

第一項（第一号を除く。）の規定は、重要な事項（第五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係るものに限る。次項において同じ。）につき虚偽の記載がある旨論見書（第十三条第一項に規定する既に開示された有価証券の売出しに係る旨論見書に限る。次項において同じ。）を使用した発行者が、当該旨論見書に係る売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の記載がある旨論見書を使用した発行者の役員等であつて、当該旨論見書に虚偽の記載があることを知りながら当該旨論見書の作成に関与した者が、当該旨論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

第一百七十三条 第百五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を行い、当該風説の流布又は偽計（以下この項において「違反行為」という。）により有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により、自己の計算において、当該違反行為が行われた日から一月以内に当該有価証券等に係る有価証券の募集により当該有価証券を取得させ、又は当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭

デリバティブ取引をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当

該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 違反行為により有価証券等（当該有価証券等に係る有価証券店頭指數を含む。次号において同じ。）の相場を騰貴させ、又は上昇させ、当該騰貴させ、又は上昇させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下の号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の売付け等についてそれぞれの有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

ロ 当該有価証券の売付け等について違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（次号イにおいて「違反行為の開始前の価格」という。）に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

一 違反行為により有価証券等の相場を下落させ、又は低下させ、当該下落させ、又は低下させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の買付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われ

たものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次の口に掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について違反行為の開始前の価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

口 当該有価証券の買付け等についてそれぞれの有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の発行、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）

限る。）その他他の政令で定める取引をいう。

前二項に規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他同項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第一百七十四条　自己の計算において違反行為（第一百五十九条第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反する取引所有価証券市場における上場有価証券等（同条第一項に規定する上場有価証券等をいう。以下この条において同じ。）の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等（第一百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。）又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場を変動させるべき一連の店頭売買有価証券売買等（同条第四項において準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。）をいう。以下この条において同じ。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 次のイに掲げる額から次の口に掲げる額を控除した額

イ 有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

口 有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

二 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める額

イ 当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額

(1) 当該超える数量に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

(2) 当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

口 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合 次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額

(1) 当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

(2) 当該超える数量に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等（同項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量と当該違反行為に係る有価証券の買付け等（同項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

第一項第二号イの「売付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

第一項第二号ロの「買付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗

じて得た額をいう。

違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

一の銘柄に係る第一項各号に掲げる額のいづれかにつき控除しきれない額がある場合における同項に

規定する合計額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る他の号に掲げる額から控除した額とする。

違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいづれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る第一項に規定する合計額から控除する。

有価証券指数等先物取引が現実指数又は現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、有価証券オプション取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百七十五条 第一百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（同条第一項に規定する業務等に関する重要な事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

ロ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額
イ 当該有価証券の売付け等について業務等に関する重要な事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条第一項に規定する業務等に関する重要な事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について業務等に関する重要な事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

口 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額
第一百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株
券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者があるとき
は、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（同条
第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がさ
れた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる
額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額
ロ 当該有価証券の売付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関
する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二 第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条

第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ 当該有価証券の買付け等について公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ 当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額
前二項の「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指數又は現実数値が約定指數又は約定数値を上回つた場合に金錢を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第一項及び第二項の「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指數又は現実数値が約定指數又は約定数値を上回つた場合に金錢を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その

他の政令で定める取引をいう。

第一項の「業務等に関する重要な事実の公表がされた後における価格」とは、第一百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要な事実の公表がされた日の翌日における第七十九条の三又は第一百六十六条に規定する最終の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいう。

第二項の「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格」とは、第一百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日の翌日における第七十九条の三又は第一百六十六条に規定する最終の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいう。

第一項の規定は、第一百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、上場会社等（第一百六十三条第一項に規定する上場会社等又は第一百六十六条第一項第一号に規定する親会社若しくは子会社をいう。）の計算において同条第一項に規定する売買等をした当該上場会社等の同号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは「当該上場会社等」と、同項各号中「由」の計算において」とあるのは「上場会社等の計算において」と読み替えるものとする。

第三項から第六項までに規定するもののほか、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他第一項及び第二項の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第一百七十六条 第百七十二条から前条までの規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。

第一百七十二条から前条までの規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第一百七十二条から前条までの規定による命令を受けた者は、これらの規定による課徴金を納付しなければならない。

第一百七十二条第一項若しくは第四項に規定する発行者、第一百七十三条第一項に規定する者、第一百七十四条第一項に規定する違反者、前条第一項に規定する者、同条第二項に規定する者又は同条第七項に規定する上場会社等が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、これらの者がし

た行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした行為とみなして、第一百七十二条から前条まで及び前三項の規定を適用する。

第一百七十七条 内閣総理大臣は、第一百七十三条第一項、第一百七十四条第一項又は第一百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

一 事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。

第一百七十八条 内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一 第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に該当する事実

二 第百七十三条第一項に該当する事実

三 第百七十四条第一項に該当する事実

四 第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二項に該当する事実
内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る同項各号に掲げる事実
が当該各号のうち他の号に掲げる事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすること
ができない。

重要な事項につき虚偽の記載がある第百七十二条第三項に規定する開示書類を提出した日から三年を
経過したときは、内閣総理大臣は、当該開示書類に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続
開始の決定をすることができない。

第百七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する申論見書に係る売
出しを開始した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該申論見書に係る第一項第一号に掲
げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百七十三条第一項に規定する違反行為が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、
当該違反行為に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手續開始の決定をすることができない。

第百七十四条第一項に規定する違反行為が終了した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、

当該違反行為に係る第一項第三号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第一百六十六条第一項に規定する売買等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該売買等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第一百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第一百七十九条 審判手続開始の決定は、文書によつて行わなければならない。

審判手続開始の決定に係る決定書（次項及び第一百八十三条において「審判手続開始決定書」という。）には、審判の期日及び場所、課徴金に係る前条第一項各号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。

審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者（以下この節において「被審人」という。）に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。

被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

第一百八十一条 審判手続（審判手続開始の決定及び第一百八十五条の七第四項に規定する決定を除く。）は、

三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことのある者を審判官として指定することはできない。

第一百八十二条 被審人は、弁護士、弁護士法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができます。

内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの（次項において「指定職員」という。）を審判手続に参加させることができる。

指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

第一百八十二条 審判は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
第一百八十三条 被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、課徴金に係る第一百七十八条第一項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことを要しない。

第一百八十四条 被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる。

審判官は、必要があると認めるときは、被審人に対して、意見の陳述を求めることができる。

第一百八十五条 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。

民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一百九十一条、第一百九十二条、第一百九十六条、第一百九十七条及び
第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用す

る。

第一百七十七条の次に次の節名を付する。

第二節 審判手続

第一百八十五条の次に次の十六条及び二節を加える。

第一百八十五条の二 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

第一百八十五条の三 被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

第一百八十五条の四 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。

審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合においては、被審人も、その鑑定人に質問することがで

きる。

民事訴訟法第百九十二条、第百九十七条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

第一百八十五条の五 審判官は、被審人の申立てにより又は職權で、事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第一百八十五条の六 審判官は、審判手続を経た後、審判事件についての決定案を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第一百八十五条の七 内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第二百七十八条第一項各号に掲げる事実のいざれかがあると認めるときは、被審人に対し、第二百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二百七十三条第一項、第二百七十四条第一項又は第二百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）若しくは第二項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

内閣総理大臣は、前項の場合（第二百七十八条第一項第二号から第四号までに掲げる事実のいざれかが

あると認める場合に限る。）において、同一事件について、被審人に対し、第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があるときは、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十五条第一項若しくは第二項の規定による額に代えて、当該額から当該裁判において没収を命じられた第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額（当該裁判において同項各号に掲げる財産の没収及び同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額。以下この項において「没収等相当額」という。）を控除した額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十五条第一項若しくは第二項の規定による額が、没収等相当額を超えないときは、これらの規定による課徴金の納付を命ずることができない。

内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第百七十八条第一項各号に掲げる事実がないと認めるとき、又は前項ただし書に該当するときは、その旨を明らかにする決定をしなければならない。